

国保改革の動向をCHECK!

全国の国保税

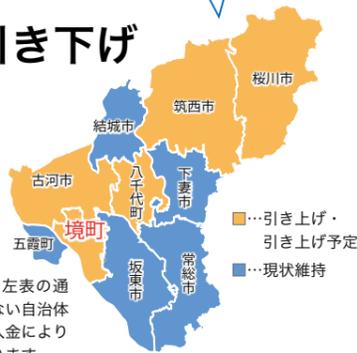


全国では約59%の市町村が維持または引き下げ

約41%の市町村が引き上げ

茨城県では約89%の市町村が引き上げ

県西地区年間保険税における
引き上げ予定は5自治体



実際には健全運営の場合は左表の通り、引き上げなければならない自治体においても、激変緩和や繰入金により現状維持とする自治体もあります

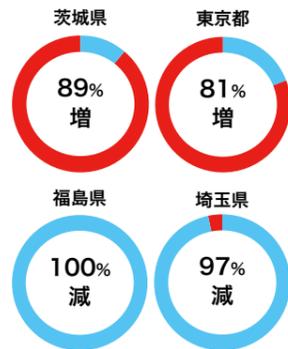
厚生労働省公表

平成30年度
保険料ベースで算出した
茨城県の国保増減
前年度比増減率順*

(平成30年3月30日発表)
※平成28年度と平成30年度を比較し、単年度換算

順	茨城県市町村	前年度比増減率(単年度)	<参考>一人当たりの保険料必要額
1	河内町	▲8.6%	10万7,679円
2	稲敷市	▲4.8%	12万4,525円
3	大子町	▲2.7%	10万6,588円
4	行方市	▲1.5%	12万2,497円
5	八千代町	▲0.7%	12万9,697円
6	北茨木市	0.1%	11万3,015円
7	常陸大宮市	0.4%	11万1,249円
8	下妻市	0.5%	12万747円
9	鉾田市	0.7%	11万9,738円
10	鹿嶋市	0.9%	11万2,313円
11	守谷市	1.0%	12万9,142円
12	小美玉市	1.1%	11万8,944円
13	笠間市	1.3%	11万1,847円
13	神栖市	1.3%	12万1,869円
15	境町	1.5%	12万8,421円
16	日立市	1.6%	11万6,646円
17	城里町	2.2%	9万8,388円
17	取手市	2.2%	9万9,263円
17	牛久市	2.2%	10万1,965円
17	利根町	2.2%	10万3,012円
17	常陸太田市	2.2%	10万4,224円
17	結城市	2.2%	10万4,589円
17	高萩市	2.2%	10万5,916円
17	龍ヶ崎市	2.2%	10万6,314円
17	つくばみらい市	2.2%	10万9,211円
17	阿見町	2.2%	10万9,642円
17	石岡市	2.2%	10万9,915円
17	潮来市	2.2%	11万1,465円
17	美浦村	2.2%	11万6,862円
17	土浦市	2.2%	11万7,001円
17	ひたちなか市	2.2%	11万7,116円
17	五霞町	2.2%	11万7,809円
17	常総市	2.2%	11万8,225円
17	水戸市	2.2%	11万8,520円
17	那珂市	2.2%	11万8,816円
17	かすみがうら市	2.2%	11万9,643円
17	茨城市	2.2%	11万9,930円
17	東海村	2.2%	11万9,984円
17	筑西市	2.2%	12万1,495円
17	古河市	2.2%	12万1,573円
17	大洗町	2.2%	12万1,681円
17	桜川市	2.2%	12万1,841円
17	つくば市	2.2%	12万3,733円
17	坂東市	2.2%	12万5,849円

茨城県と近隣県の引き上げ・引き下げ状況



激変緩和措置により
引き下げになる市町村も

厚生労働省が発表した国保改革後の保険料等の動向結果によると、茨城県は44市町村のうち39市町村が引き上げとなります。
福島県のように、すべての市町村で引き下げになる都道府県もあり、急激な保険料の増加を回避するための措置「激変緩和」が県内全市町村に行われたと考えられます。
なお、保険料の増減においては、一般会計からの繰入金でやりくりする自治体もあり、財政の健全化は不透明です。

所得及び家族構成別 引き上げ額 試算

※引き上げ額の試算は、1人世帯及び4人世帯(夫・妻・子2人)であり、総所得から基礎控除33万円を引いた金額に対するの所得税課税、固定資産税額8万4,153円(平成29年度平均)を使用し算出しています。

年収	1人世帯 一人当たり	4人世帯 一人当たり
年収125万円の場合	増 6,400円/年 月あたり 533円	増 4,900円/年 月あたり 408円
年収300万円の場合	増 23,300円/年 月あたり 1,942円	増 21,100円/年 月あたり 1,758円
年収500万円の場合	増 43,200円/年 月あたり 3,600円	増 40,200円/年 月あたり 3,350円

※限度額は、全国一律で89万円から93万円に変わります。

保険税引き下げに向け
境町は頑張っています

埼玉県坂戸市では、女子栄養大学との協働による葉酸プロジェクトで、葉酸を一日400mg摂取する運動を推進し、二年間で22・3億円の医療費と介護費の節減に成功しています。
境町でも、住民の皆さんが健康で長生きできる町となることを目指し、DHCと提携した葉酸サプリメントプロジェクト事業やダイエットプログラム、健康増進事業「健康マイレージ」などの取り組みを行っています。
医療費や介護費にかかる費用を削減することで、住民の皆さんの保険税を引き下げられるよう、町では、今後も積極的に取り組んでいく予定です。

国民健康保険の運営が 町から県に変わります

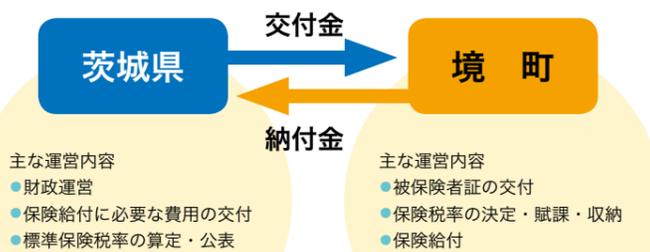
境町の国民健康保険税が引き上げになります

平成30年度より施行

平成30年度より「国民健康保険」の財政運営が市町村から都道府県に移管されました。国民健康保険における町の保険税は引き上げになりますが、町では保健税の引き下げに努めていきます。

平成30年度からの国保の仕組み

届け出などの窓口は変わりません



主な運営内容
● 財政運営
● 保険給付に必要な費用の交付
● 標準保険料率の算定・公表

主な運営内容
● 被保険者証の交付
● 保険料率の決定・賦課・収納
● 保険給付

被保険者(加入者)



茨城県は、保険給付に必要な費用(交付金)を全額境町に支払い、境町は茨城県が決めた国保事業納付金を納付します。

国民健康保険の
財政運営が町から県へ

国民健康保険(国保)の財政状況が全国的に危機的な状況にあることはご存じでしょうか? 国民健康保険は、勤務先の健康保険など、ほかの医療保険に加入していない方が加入する医療保険です。そのため、勤務先の医療保険などと比べると高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低い構造と

なっています。
全国的に、加入者の非正規雇用者や75歳未満の年金生活者の割合が増加し続けていることから、国民健康保険が財政運営の負担となつてきている市町村が増えてきています。
将来にわたり増え続ける医療費に対し、財源の安定化を図ることを目的に、平成30年4月1日から国民健康保険の財政運営が市町村から都道府県に移管されました。今後は、県が中心となり、茨城県内の市町村と共同で運営を行う

平成30年4月以降の変更点

1. 「被保険者証」と「高齢受給者証」が1枚のカードになります

利便性の向上のため、被保険者証に高齢受給者証の内容も記載した1枚のカードになります。

2. 高額療養費の多数回該当が通算されます

過去12カ月以内に高額療養費の該当回数が4回以上ある場合に、県内の転居であつて、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、転居前の該当回数も通算することになり、経済的な負担が軽減されます。

広域的な体制に変わります。
県では、国から示された係数を元に、各市町村から徴収する納付金額を策定します。現在境町の国保は赤字補てんなどをせず、健全運営を行っていますが、現在の税額を維持しつつ、県から決められた額を納付することになると、町からの財政支援が不可欠になります。このため、県の定めた標準保険料率に引き上げ、保険税が引き上げになります。
今回の変更によって、加入者の皆さんが行う手続きはありません。4月1日以降の被保険者証更新時期に「県名」が記された被保険者証が町から送付されます。